

蒲郡市創業資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新事業の創出による地域経済の発展と産業の振興のため、創業資金に係る利子の負担を軽減するもので、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から国民生活事業の創業資金（以下「創業資金」という。）を受けた者に係る利子に対し、予算の範囲内において蒲郡市創業資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- 2 この要綱において「利子」とは、公庫の創業資金に係る利子で、中小企業者と公庫との間で締結された契約に基づき、中小企業者が支払ったものをいう。
- 3 この要綱において「個人事業者」とは、蒲郡市内において、事業を開始する前又は事業を開始した日から起算して、1年を経過する日までに公庫へ創業資金の借入申込をした中小企業者をいう。
- 4 この要綱において「法人事業者」とは、蒲郡市内に本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項に規定する本店をいう。）を設立し、かつ蒲郡市内に主たる事業所を有し、事業を開始する前又は事業を開始した日から起算して、1年を経過する日までに公庫へ創業資金の借入申込をした中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、公庫から創業資金を受けた個人事業者又は法人事業者で、次のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、同一事業者の申請は1回限りとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 融資を実行した日から第6条に定める交付申請書を提出する日まで事業を継続していること。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、第1回利子の支払日から起算して、1年を経過する日までとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象期間における支払済み利子額の75%（1円未満の端数を切り捨てる。）とする。ただし、利子の支払回数は12回分を限度とし、算定した額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。また補助対象期間内に返済期間が終了する融資（補助対象期間内に全額を繰上償還した場合を含む。）に係る利子及び返済遅延により加算された延滞利子は、補助の対象外とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、補助対象期間の最終日又は12回分の支払いが完了した日のいずれか早い日から、その属する月の翌々月の末日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 蒲郡市創業資金利子補給補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 公庫が発行した支払額明細書の写し
- (3) 公庫が発行した支払済額明細書の写し
- (4) 市税において滞納がないことの証明書（ただし、申請者が市内に居住する個人事業者又は法人事業者の場合は、代理権授与通知書（第2号様式）をもって証明書の代わりとする。）
- (5) 借入申込書の写し（借入申込の年月日が確認できるもの）
- (6) 創業計画書の写し（創業（予定）の年月日が確認できるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、交付規則第5条の規定に基づき、交付決定を行い、蒲郡市創業資金利子補給補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、蒲郡市創業資金利子補給補助金交付請求書（第4号様式）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に融資実行を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は
所在地.....
氏名又は

法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市創業資金利子補給補助金交付申請書

下記のとおり、創業資金利子補給補助金の交付申請をします。

(1)	事業所所在地	・上記住所地と同じ ・上記住所地以外 (蒲郡市)
(2)	借入申込日	年 月 日
(3)	開業・設立日	年 月 日
(4)	融資実行日	年 月 日
(5)	返済期間	年 月 ~ 年 月 (月)
(6)	対象利子額	_____円
(7)	補助金交付申請額	_____円

(注) (2) 事業開始後の借入申込日の場合、(3) に記載の日から起算して、1年を経過する日までとする。

(5) 補助対象期間内に返済期間が終了する融資（同期間内に全額を繰上償還した場合を含む）に係る利子及び返済遅延により加算された延滞利子は、補助対象外とする。

(6) 補助対象期間における支払済み利子額が対象で、12回分を限度とする。

(7) (6) に記載の対象利子額の75%とし、20万円を限度とする。

代理権授与通知書

<創業利子補給補助用>

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は
所在地

氏名又は

法人名・代表者名

生年月日又は

設立年月日 年 月 日

私は次の者を代理人と定め、下記の委任事項に関する権限を授与しました
ので通知します。

代理人	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
委 任 事 項	・ 納税状況調査（共有名義含む）	

蒲郡市創業資金利子補給補助金交付決定通知書

申請者 住所又は
所在地

氏名又は
法人名・代表者名

年 月 日付で申請のありました蒲郡市創業資金利子補給補助金について、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

蒲郡市長 印

記

交付決定額 金 円

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は
所在地.....

氏名又は
法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市創業資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた蒲郡市創業資金利子補給補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

振 込 先 口 座 名	
フリガナ 口座名義人	
金融機関名	銀行 信用金庫 店 農協 信用組合 所
口座番号	当座・普通 ()